

太鼓山風力発電所事故を踏まえた経済産業省の対応状況について

経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

- 平成 25 年 3 月 13 日 中部近畿産業保安監督部近畿支部が、事業者である京都府から電気関係報告規則に基づく事故報告（速報）を受けた。
- 平成 25 年 3 月 14 日 ①中部近畿産業保安監督部近畿支部から現地に職員を派遣し、現地調査を実施した。
②経済産業省は、事故が起きた風車と同じメーカー製の風車を使用している他の事業者に対し注意喚起と安全確認のための保安点検等の実施を依頼する旨の周知文書を、関係する産業保安監督部及び一般社団法人日本風力発電協会宛てに発出した（参考 1）。
- 平成 25 年 4 月 11 日 京都府から電気関係報告規則に基づく事故報告（中間報告）が提出された。
- 平成 25 年 4 月 12 日 経済産業省は、事故が起きた風車と同じメーカー製の風車を用いている他の事業者に対し安全確認のための詳細な保安点検等の実施を要請する旨の文書を、関係する産業保安監督部及び一般社団法人日本風力発電協会宛てに発出した。この中で、点検結果について、5 月 10 日を目途に産業保安監督部宛てに報告するよう要請した（参考 2）。
- 平成 25 年 4 月 24 日 中部近畿産業保安監督部は京都府に対し、報告徴収命令を発出し、事故原因及び同発電所の他号機が技術基準に適合しているか否かの説明を 5 月 23 日までに、また、事故機以外の号機に対する事故防止対策を 6 月 28 日までに報告するよう求めた（参考 3）。